

令和7年3月清須市議会定例会会議録

令和7年2月21日、令和7年3月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

1. 開会時間

午前9時30分

2. 出席議員

1 番	伊 藤 奈 美	2 番	浅 妻 奈々子
3 番	齊 藤 紗綾香	4 番	土 本 千亜紀
5 番	松 岡 繁 知	6 番	山 内 徳 彦
7 番	富 田 雄 二	8 番	松 川 秀 康
9 番	大 塚 祥 之	10 番	小 崎 進 一
11 番	飛 永 勝 次	12 番	野々部 享
13 番	岡 山 克 彦	14 番	林 真 子
15 番	加 藤 光 則	16 番	高 橋 哲 生
17 番	伊 藤 嘉 起	18 番	久 野 茂
19 番	浅 井 泰 三	20 番	成 田 義 之
21 番	天 野 武 藏		

計 21名

3. 欠席議員

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市		長		永	田	純	夫
副	市	長		葛	谷	賢	二
教	育	長		天	埜	幸	治

企 画 部 長	河 口 直 彦
総 務 部 長	岩 田 喜 一
危 機 管 理 部 長	飯 田 英 晴
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	丹 羽 久 登
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	三 輪 好 邦
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 敬
企 画 部 次 長 兼 企 画 政 策 課 長	林 智 雄
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	檜 本 雄 介
総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	辻 清 岳
危 機 管 理 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	松 村 和 浩
健 康 福 祉 部 次 長 兼 児 童 保 育 課 長	吉 野 厚 之
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 次 長 兼 新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
財 政 課 長	服 部 浩 之
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 施政方針について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分した事件（令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号））の承認について
- 日程第 7 議案第 1 号 令和 7 年度清須市一般会計予算案
- 日程第 8 議案第 2 号 令和 7 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 9 議案第 3 号 令和 7 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 10 議案第 4 号 令和 7 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 11 議案第 5 号 令和 7 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 12 議案第 6 号 令和 7 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 13 議案第 7 号 清須市こども計画審議会条例案
- 日程第 14 議案第 8 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 9 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 10 号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 11 号 清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 12 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 13 号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 14 号 清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 15 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 22 議案第 16 号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 23 議案第 17 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 7 号）案
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 令和 6 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 令和 6 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 令和 6 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 3 5 報告第 1 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 3 6 報告第 2 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 3 7 発議第 1 号 清須市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 8 請願第 1 号 愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願書

（ 傍聴者 2 名 ）

(時に午前9時30分 開会)

議長（岡山克彦君）

おはようございます。

令和7年3月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日、石黒教育部長から欠席の届出が提出されています。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番富田議員、8番松川議員を指名いたします。

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの29日間と決定いたします。

日程第4、「諸般の報告」をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配布しています議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年10月分から12月分までの現金出納の検査の結果について及び同法第199条第9項の規定により、定期監査の結果報告書が議会宛てに提出されておりますので、受理したことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第５、「施政方針」を議題といたします。

令和７年度の施政方針を永田市長より受けます。

施政方針は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田純夫君）登壇 >

市長（永田純夫君）

おはようございます。

令和７年３月清須市議会定例会の開会に臨み、来る令和７年度の市政運営につきまして、私の基本的な考え方である施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

令和３年８月に市民の皆様からの御信任を賜り、私自身２期目の市長を務めさせていただいておりますが、その任期も残すところあと半年を切りました。これまでの８年間を通じて、選挙で掲げた「力強い清須」の実現に向けた公約も、五条川斎苑の建設や小中学校体育館の空調整備、１８歳までの医療費の無償化、五条川防災センターの整備など、一つ一つを着実に実施することができたものと考えており、これもひとえに議員各位を始め市民の皆様、関係各位の御支援、御協力の賜物と心より厚く御礼を申し上げます。

この任期中を振り返ってみても、新型コロナウイルス感染症の流行やウクライナ情勢に端を発する物価高騰、近年激甚化し、各地で発生する大規模災害、本市でも始まった人口減少など、清須市を取り巻く社会情勢は、目まぐるしく変化をしてきました。これからの自治体運営には、これまでの考え方にとらわれることなく、時代の変化に柔軟に対応していくことが必要だと感じております。

令和７年度は、本市の新しい市政運営の指針として、令和６年１２月に策定をした第３次総合計画に基づく新たなまちづくりスタートの年となります。第３次総合計画は、これまで本市が築き上げてきたものや大切にしてきた理念を継承しながら、近年の行政課題や社会情勢の変化を踏まえて策定を進めてまいりました。

第３次総合計画では、これからの清須市が目指す将来像として、「水と歴史に織りなされた安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”」を掲げています。市民の皆様の安心で快適な暮らしを確保することはもちろん、本市が持つ特色を生かした魅力にあふれるまちの実現を目指すとともに、“はぐくみ都市”という言葉には、本市の未来を担う子どもたち、市民のまちに対する

誇りや愛着、人と人とのつながりなど、様々なものが大切に育まれるまちにしていきたいという思いが込められています。

これから御説明いたします令和7年度の当初予算は、この将来像の実現に向けた第一歩となります。本市の財政状況は、歳入の基幹となる市税収入につきまして、企業による賃上げや令和6年度に全国的に実施された定額減税の縮小等の影響による増加が見込まれます。しかしながら、子育て支援の拡充や高齢化の進展による社会保障関係費の増加が見込まれることに加え、大規模な施策事業の推進、公共施設の計画的な維持管理、物価高騰の影響を受ける方々への生活支援など、様々な財政需要に対応していく必要があります、今後も厳しい財政運営が予想されます。

そのような中、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本に、市民の皆様の安心で快適な暮らしを確保するとともに、本市が持つ特色を生かした魅力あるまちづくりを推進し、そして、これからの清須市が目指す“はぐくみ都市”の実現に向けて、未来への力強い一歩を踏み出す、こうした思いを持って編成をいたしました。

予算の柱立てとしては、第3次総合計画を踏まえて七つの柱で整理をいたしております。以下、その柱立てに沿いまして、主要な事業について御説明させていただきます。

一つ目は、「安全で安心に暮らせるまちをつくる」であります。

近年、全国各地で発生している大雨等による大規模災害や今後発生が予想されている南海トラフ地震等への減災対策として、的確な情報伝達が必要不可欠であります。しかしながら、その伝達手段の一つとして重要な設備である防災行政無線につきましては、設置から20年近くが経過し、老朽化が著しいため、防災行政無線親局設備等の更新を行い、的確な情報の伝達体制を確保してまいります。

また、災害発生時に避難者が安心して避難生活を送れるよう、令和6年度に引き続き指定避難所の防災備蓄倉庫の更新及び必要な防災資機材の整備を進めてまいります。

水害に対するためのハード面の整備として、国、県、名古屋市が実施する枇杷島地区特定構造物改築事業につきましては、現在も引き続き枇杷島橋の架け替え工事及び名鉄名古屋本線をまたぐ枇杷島陸橋の架け替え工事が行われています。庄内川狭窄（さく）部の解消及び円滑な交通の確保に向け、関係機関と連携してしっかりと取り組んでまいります。

雨水排水対策につきましては、水場川右岸排水区の雨水幹線の整備、堀江ポンプ場及び豊田川ポンプ場の改築・更新を引き続き進めてまいります。

さらに、地震防災対策といたしまして、令和6年能登半島地震の発生以降、関心がより一層高

まっている住宅の耐震化につきましては、民間木造住宅耐震改修費補助金の限度額を引き上げるとともに、精密診断設計の実施に係る補助金を新設することで、更なる強化を図ってまいります。

また、空き家対策及び危険なブロック塀対策等に対する補助金についても引き続き啓発し、地域の安全・安心と良好な生活環境の確保に努めてまいります。

そして、防災関連施設である庄内川水防センターにつきましては、公共施設個別施設計画に基づいた大規模改修工事を実施し、建物の安全性の向上、防災対策の強化及びコミュニティ活動の推進を図ってまいります。

また、地域防災活動の重要な担い手である清須市消防団が、第70回愛知県消防操法大会において、西春日井2市1町の代表として日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮していただけるよう支援してまいります。

市民の暮らしを守るための防犯対策につきましては、再犯防止推進計画に基づき、保護司等と連携し、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるための活動や犯罪・非行防止に向けた取組や啓発を行ってまいります。

二つ目は、「子どもの笑顔があふれるまちをつくる」であります。

本市は高い出生率を維持し続けていますが、他方、人口減少が始まっており、人口減少に歯止めをかけるとともに、子どもや若者を地域全体で育むまちづくりを推進するため、令和6年4月に、清須こども・はぐくみ宣言を表明しました。その宣言の一文にある「明日やあさってが楽しみになるような、笑顔いっぱいのまち」を目指し、こども基本法やこども大綱を踏まえ、令和9年度を計画期間の始期とするこども計画の策定に着手し、子どもの声を聴くことを重視したアンケート調査やヒアリング等を行ってまいります。

人口減少対策につきましては、結婚を望む世代の出会いの場の創出を図るため、商工会と連携して婚活イベントを実施し、結婚を希望する方への支援を行ってまいります。

また、妊娠・出産において、妊婦や産婦の方々が、子どもだけでなく自分自身の健康も大切に考え、保持・増進していただけるよう妊産婦歯科健康診査を1回から産前・産後の2回に拡充するほか、出産後の母子が病院で心や身体をサポートなどを受けられることができる支援を、希望する全ての方が利用できるよう対象を拡充するとともに、自己負担金の軽減を図り、利用しやすい体制を整備してまいります。

そのほか、これまで子育て情報を発信してきたキヨスマをリニューアルし、市民にとって、より分かりやすく、使いやすい新たな子育て情報発信ツールを構築することで、子育てに関する情

報発信の充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、長期欠席児童生徒が増加している状況を深刻に捉え、未然防止や早期発見、早期対応の取組から始まり、学校復帰と学校以外の居場所づくりの要素がバランス良く取り入れられた体制・環境整備が重要になると考え、令和6年度に策定した教育支援の指針「きよす ふれあい プラン」に基づき、児童生徒の支援に取り組んでまいります。

教育・保育施設の整備につきましては、令和6年度から小中学校の特別教室である理科室及び家庭科室への空調設備の設置に着手していますが、引き続き残りの図工室、技術室、美術室等に空調設備を設置するほか、ネギヤ保育園の空調設備更新や星の宮児童センターの大規模改修など、子どもたちが快適に過ごすことができるよう施設の適切な維持管理に努めてまいります。

市内小学校の入学祝品として贈呈しているランドセルは、ジェンダーレス・ジェンダーフリーの観点から、男女共通の紺色に変更するとともに、市内中学校の制服につきましては、4月からブレザータイプの制服を導入いたします。

また、GIGAスクール構想の推進により、児童生徒に一人1台整備したタブレット端末が令和7年度末で運用開始から5年経過することから、令和8年4月から新しいタブレット端末が利用できるよう準備を進めてまいります。

さらには、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的な支援も引き続き行ってまいります。食材の物価高騰に伴い、令和6年度に市立小中学校の給食費を引き上げましたが、国の交付金を活用して、令和7年度も引き続きその引上げ分を公費で負担するほか、5月から7月までの3か月間給食費無償化を行います。

また、対象とならない市外の小中学校に通学している児童生徒等に対しましては、公費負担額及び無償化相当分の給付金を支給いたします。

三つ目は、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる」であります。

誰もが社会における自身の役割と生きがいを持ち、共に支え合いながら、地域でいつまでも自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、令和7年度を計画期間の始期とする地域福祉計画に基づき、高齢者、障がい者、児童などの各分野における取組を総合的・横断的に推進してまいります。

その取組として、介護、障がい、子育て及び生活困窮等のあらゆる困り事に対して総合的に支援することができる包括的な相談支援体制を令和8年3月までに構築することを目指し、検討を進めてまいります。

高齢者の福祉の充実につきましては、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる地域づくりを目指して、認知症地域支援推進員を新たに市内2か所の地域包括支援センターへ配置することで、認知症に関する啓発、認知症の方への早期介入や医療機関及び介護サービス事業者等とのネットワークの強化を図ってまいります。

さらに、高齢者個人の特性や希望に合った活動を支援する就労的活動支援事業を開始し、役割がある形で社会参加等を促すなど、地域共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

障がいのある方への支援につきましては、障がい児支援の中核的役割を担う民間の児童発達支援センターにおいて、多様な障がいのある子どもやその家族などに対する支援の充実などの機能強化を図るため、専門職員を配置し、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ってまいります。

市民の健やかな暮らしを守る施策につきましては、将来的な胃がんの発症予防を図るため、40歳から59歳までの方にピロリ菌検査の補助を実施してまいります。また、市民の健康づくりの拠点となる保健センターにつきましては、公共施設の総合的かつ計画的な管理の観点から、市役所の整備に併せて、現在の市役所南館の執務室に従来の四つの保健センター機能を統合した新たな保健センターを整備するための実施設計を引き続き進めてまいります。

国民健康保険制度につきましては、第3期国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健診等の受診率の向上を目指し、生活習慣病の早期発見につなげていくなど被保険者の更なる健康保持・増進を図るとともに、令和7年度から愛知県が示す標準税率へと税率改正を行うことで受益者負担の適正化を図り、安定的な運営を行ってまいります。

四つ目は、「便利で快適に暮らせるまちをつくる」であります。

将来の人口減少が予想される中でも、本市が更なる発展を遂げるためには、計画的な都市基盤の整備により、効率的・効果的に都市機能を高めていくことが必要です。

一方で、市街化への機運や産業用地需要の高まりがあることから、令和6年度に改訂した新たな都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを推進してまいります。

基盤整備といたしましては、清洲駅前土地区画整理事業につきましては、早期の事業完了を目指し、整備を推進していくとともに、事業区域内において、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して利用できる都市公園を新たに整備いたします。

また、名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業につきましては、引き続き鉄道高架のために必要な仮側道の整備や鉄道横断水路の移設に取り組んでまいります。なお、仮線用地を除く一部の未買収用地につきましても、引き続き、事業への御理解と御協力をいただけるよう、地権者の

方々への丁寧な説明に努めてまいります。

加えて、一場東部地区周辺における基盤整備と土地利用の効率化を促進し、快適で良好な市街地整備を図るため、引き続き土地区画整理組合の設立に向けた支援を行ってまいります。

そのほか、枇杷島停車場線、清洲駅前線及び清洲橋の架け替えに伴う幹線道路の整備につぎまして、愛知県と連携し、取り組んでまいります。

また、市道助七西市場線につぎましては、令和6年度に引き続き並木道を再生させることを目指し、街路樹の植え替えなどを行ってまいります。

緑地の充実につぎましては、土地区画整理事業等が進行し、都市の拡大及び土地利用が進展していく中で、緑地の保全及び緑化の推進を図るため、引き続き次期緑の基本計画の策定を進めてまいります。

2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の構築に向けた取組といたしましては、引き続き住宅用の地球温暖化対策設備への補助を行うなど、市民の皆様と共に、GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進を図ってまいります。

水道事業につぎましては、引き続き水道管の耐震化整備を進めるとともに、配水場の機器更新を行うことにより、水道水の安定的な供給に努めてまいります。

また、下水道汚水事業では、公共下水道事業計画に基づく整備を進め、引き続き供用区域の拡大に取り組んでまいります。

五つ目は、「魅力に満ちた活力のあるまちをつくる」であります。

本市を代表する催事の一つであります尾張西枇杷島まつりにつぎましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度以降、花火の打ち上げを中止しておりましたが、山車五輦揃えも実施される今年は、西枇杷島町まつり振興会や警察を始め関係機関との調整を図り、来場者及び会場周辺における交通の安全性を確保しながら、花火の打ち上げを実施いたします。

そのほか、観光振興の取組といたしましては、桜の開花時期やイベント開催時における清洲城周辺の駐車場台数の不足や周辺道路の渋滞の解消を図るため、令和6年度に引き続き清洲公園駐車場の拡張整備を進めてまいります。

加えて、手軽な市内周遊観光ツールとして運営しているレンタサイクル事業「きよすあしがるサイクル」につぎまして、現在、清洲城敷地内に設置しているサイクルポートに加えて、新たに西枇杷島福祉センター敷地内にサイクルポートを設置することで、清洲城及び美濃路周辺におけ

る周遊性を高めてまいります。

地域経済の活性化に向けた取組につきましては、今なお続く物価高騰の中で、市民の皆様の生活を下支えするとともに、市内における消費喚起を図るため、国の交付金を活用し、プレミアム付商品券の販売を行ってまいります。

農業の振興につきましては、令和6年6月の食料・農業・農村基本法の改正により、農業の持続的な発展と多様な農業者による農業の確保が規定されたことを踏まえながら、令和6年度に引き続き農業振興地域整備計画の見直しを実施し、令和7年度末の見直し完了を目指します。

また、食育の推進につきましては、令和7年度を計画期間の始期とする第4次食育推進計画に基づき、SDGsの考え方を更に重視しながら食育の推進に努めてまいります。食を正しく理解することによる健康づくりを推進するとともに、食を通じた人と人のつながり、地域の輪が広がっていくよう取組を推進してまいります。

企業誘致の推進につきましては、企業の設備投資の動向や新たな用地需要などに関する情報を収集するとともに、市内外への企業訪問を実施し、本市の立地環境の優位性や利便性といった魅力を発信することで、より一層の企業立地の促進に努めてまいります。

加えて、企業に対する支援制度を周知し、企業立地促進基本計画で定める地区への工場等の立地を促進するなど、企業立地を通じて新たな雇用の創出や地域課題の解決が図られるよう取り組んでまいります。

六つ目は、「豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる」であります。

文化・芸術・生涯学習及びスポーツの振興につきましては、令和7年度を計画期間の始期とする第2期生涯学習推進計画に基づき、市民の皆様が様々な体験を通じて、一人一人の個性を育みながら、人と人がつながる活動ができるよう取組を推進してまいります。

市民の皆様の文化・スポーツ活動の拠点となります社会教育施設及び体育施設につきましては、ハード面・ソフト面の両面から環境の整備を進めてまいります。

ハード面の整備といたしましては、大規模な改修工事に伴い、令和6年9月から休館しているアルコ清洲につきまして、7月には皆様に利用していただくことができるよう工事完了を目指して進めてまいります。また、春日B&G体育館の競技場及び武道場への空調設備の設置や春日公民館における受変電設備等の改修など施設の適正な維持管理を図るとともに、利用者の皆様が安全で快適に施設を利用することができるよう努めてまいります。

ソフト面では、利用者の利便性の向上を図るため、4月から一部の施設におきまして、スマー

トフォン等から施設の予約状況の確認、利用申請を行うことができる施設予約システムの運用を開始してまいります。

七つ目は、「関わる人々の思いを大切にすまちをつくる」であります。

令和7年度は本市にとって節目となる重要な1年であり、7月7日には市制20周年を迎えます。令和6年度においては、市制20周年のPRとしてあしがるバスのラッピングやまつり等のイベントにおける啓発活動などを行ってまいりました。令和7年度には、市制20周年事業として4月に開催するオープニングイベントを皮切りに、記念式典や市民の皆様にも御参加いただけるイベント等を1年間を通じて実施してまいります。

具体的には、清須市の誕生日を市民の皆様と共にお祝いするため、7月7日にスカイランタンイベントを開催いたします。また、市制20周年を契機として、本市を改めて知っていただくことができる機会を創出し、本市への愛着や郷土への誇りを育むため、歴史に関する講演会や市内巡回型の謎解きイベント、清須市を題材としたクイズで構成するクイズ大会などを実施するとともに、本市の今と昔を見比べることができる写真展を開催してまいります。

加えて、市制20周年のPRや本市の魅力を発信するため、Y o u T u b e 動画の制作・配信や名古屋駅前のシンボルとして親しまれているナナちゃん人形に、市民の皆様から御応募いただいたデザインを基にした衣装の制作・装飾を行ってまいります。

これらの市制20周年事業が市民の皆様にとって心の財産となるように、また今後、本市が更なる飛躍を遂げるための礎となるように、市民の皆様と共に取り組んでまいります。

D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進につきましては、市民サービスの向上及び行政運営の効率化を図るため、令和7年3月に策定いたしますD X推進ロードマップに基づき業務フローを見直し、再構築するB P Rをデジタル技術やA Iを活用し、実施してまいります。

さらに、書かせない窓口、迷わせない窓口、行かせない窓口等へ移行する窓口業務改革について検討を進めてまいります。

また、自治会における地域活動のデジタル化及び情報伝達の効率化を推進するため、自治会独自のホームページの作成や電子回覧板の導入などに要する費用の一部を助成します。

市役所の整備につきましては、南館の長寿命化改修に加え、時代とともに変化し、多様化する市民ニーズに対応ができ、利用しやすく、開かれた魅力ある庁舎となるよう、西館の増築工事を令和8年度中の供用開始に向けて着々と進めてまいります。

また、旧西枇杷島庁舎等につきましては、建物の解体設計を進めるとともに、跡地の活用に向

けた検討を行ってまいります。

以上、令和7年度の市政運営に対する基本的な姿勢、施策の概要を申し上げてまいりましたが、ここに御審議いただく令和7年度の当初予算は、一般会計355億2,300万円、特別会計は3会計合計で130億5,080万8,000円、企業会計は2会計合計で39億4,569万9,000円、合わせて525億1,950万7,000円となります。このうち、一般会計の予算規模は、令和6年度当初予算に対して16.3%増となり、過去最大となります。

歳入につきましては、大宗をなす市税は、市民税や固定資産税の伸びが見込まれることから、当初予算としては過去最高額となる129億余円となります。

一方、歳出では、人件費の増加や令和6年10月に改正された児童手当の拡充に伴う扶助費の増加などの影響により、義務的経費全体では前年度を約10億円上回る155億余円となります。

投資的経費につきましては、庁舎西館の増築及び南館改修に伴い、前年度を約43億円を上回る73億余円を計上しております。

今回の予算編成では、市税が過去最高額となる一方で、それを上回る義務的経費や投資的経費などの歳出の増加がありましたが、補助金や基金、市債などを有効に活用し、財政調整基金からの繰入れを抑えつつ、財源不足を解消することができました。

最後に、これまで申し上げましたとおり、令和7年度は、本市の新しい指針であります第3次総合計画に基づく行政運営がスタートする年であるとともに、市制施行から20年を迎える節目の年でもあります。この市制20周年を一つの契機としながら、令和7年度が本市の更なる飛躍につながる1年となるよう、第3次総合計画で掲げた政策・施策の推進に全力で取り組んでまいります。

そのために、私が先頭に立ち、職員が一丸となって、市民の皆様を始め、まちに関わる方々の想いを紡ぎ、そして、育みながら、清須市の輝く未来に向けて歩みを止めることなく進んでまいりたいと考えております。

議員各位を始め市民の皆様には、より一層の御理解と御協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、私の施政方針といたします。

ありがとうございました。

議長（岡山克彦君）

この施政方針に対し、質疑のある方は、2月26日正午までに発言通告書の提出をお願いいたします。

3月3日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第6、承認第1号から日程第36、報告第2号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

日程第6、承認第1号については、担当部長から内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑・討論を行い、採決することが議会運営委員会で決定しております。

その後、日程第7、議案第1号から日程第36、報告第2号までの30案件につきましては担当部長より内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は一括して内容の説明を受けます。

なお、日程第7、議案第1号から日程第34、議案第28号までの28案件につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、施政方針の質疑と同じく、2月26日正午までに発言通告書を提出していただき、3月3日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

日程第35号、報告第1号及び日程第36、報告第2号につきましては報告案件ですので、担当部長より内容の報告を受けるのみとします。

以上のような進め方でございますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第6、承認第1号から日程第36、報告第2号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田純夫君）登壇 >

市長（永田純夫君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会に提案いたします案件は、専決処分の承認1件、令和7年度一般会計等の予算案6件、条例の制定案1件、条例の一部改正案13件、財産の無償譲渡1件、市道路線の認定及び廃止1件、令和6年度一般会計等の補正予算案6件、専決処分の報告2件でございます。

それでは、各案件について、順次、提案理由を御説明申し上げます。

承認第1号「専決処分した事件（令和6年度清須市一般会計補正予算（第6号））の承認」につきましては、国の経済対策に基づき、令和6年度の住民税が非課税の世帯に対して給付金を早急に支給する必要がある、議会を招集する時間的な余裕がないことから、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正額は2億461万円を追加し、予算の総額は313億1,151万円となりました。

議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」につきましては、予算を定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年度清須市一般会計予算案の概要を申し上げます。

歳入の大宗をなす市税につきましては、企業による賃上げや定額減税の縮小による個人市民税の増加などにより、前年度を約5億円上回りました。

一方、歳出では、人件費及び扶助費などの義務的経費や市役所の増築及び南館の改修などにより、投資的経費が多く増加しましたが、財源確保に最大限努め、総額355億2,300万円を計上いたしました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、「安全で安心に暮らせるまちづくり」に向けては、老朽化の著しい防災行政無線を更新するほか、民間木造住宅耐震改修費補助金の限度額を引き上げるとともに、精密診断設計の実施に係る補助金を新設し、住宅の耐震化を促進してまいります。

つぎに、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」に向けては、市立小中学校の給食費を5月から7月までの3か月間無償化するとともに、令和6年度に改正した給食費の値上げ分の公費負担を継続するほか、市外の小中学校に通学している児童生徒には、無償化及び引上げ分の公費負担額相当の給付金を支給し、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的な支援を行ってまいります。

また、妊産婦歯科健康診査の回数の増加や産後ケアを受けやすい環境づくりの推進により、母子保健の充実を図ってまいります。

加えて、昨年度から実施している小中学校の特別教室への空調設備の設置を進め、猛暑下で学校生活を送る児童生徒が快適に学習できる環境を確保してまいります。

「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」に向けては、胃がんの予防につなげるため、ピロリ菌の検査費用の一部助成を行うほか、民間の児童発達支援センターに機能強化のための専門職員を配置し、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ってまいります。

「便利で快適に暮らせるまちづくり」に向けては、引き続き名鉄新清洲駅付近の鉄道高架事業を推進するほか、土地区画整理事業については、ＪＲ清洲駅前の早期完了を目指すとともに、一場東部地区の土地区画整理組合の設立に向けた支援を行ってまいります。

また、ＪＲ清洲駅前土地区画整理事業区域内には、子どもから高齢者まで、誰もが安全、安心に利用できる都市公園を新設します。

「魅力に満ちた活力のあるまちづくり」に向けては、清洲公園の駐車場を拡張するほか、プレミアム付きの清須げんき商品券を販売し、物価高騰の影響を受ける市内経済の活性化を図ってまいります。

「豊かなところとからだをはぐくむまちづくり」に向けては、春日Ｂ＆Ｇ体育館の競技場及び武道場に空調設備を設置するほか、インターネットを利用した公共施設予約受付システムの利用を開始し、施設利用者の利便性の向上に努めてまいります。

最後に、「関わる人々の思いを大切にするまちづくり」に向けては、令和７年７月７日に市制２０周年を迎えるに当たり、市制２０周年事業として記念式典や市民の皆様にも御参加いただけるイベントなどを１年間を通じて実施してまいります。

また、市役所の整備につきましては、南館の長寿命化改修に加え、令和８年度中の供用開始に向けて西館の増築工事を進めてまいります。

議案第２号「令和７年度清須市国民健康保険特別会計予算案」につきましては、予算を定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和７年度清須市国民健康保険特別会計予算案は、県から示された事業納付金に基づき、総額５７億３，７６２万４，０００円を計上いたしました。

国民健康保険税は１２億５，５９２万８，０００円とし、一般会計から５億５，１３７万７，０００円を繰り入れることといたしました。

議案第３号「令和７年度清須市介護保険特別会計予算案」につきましては、予算を定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和７年度清須市介護保険特別会計予算案は、令和６年度を始期とする第９期介護保険事業計画に基づき、総額５３億６０７万３，０００円を計上いたしました。

介護保険料は１１億７，８０８万１，０００円とし、一般会計から８億２，５１７万５，０００円を繰り入れることといたしました。

議案第４号「令和７年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案」につきましては、予算を定め

ることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案は、総額20億711万1,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療保険料は10億7,427万1,000円とし、一般会計から9億3,212万2,000円を繰り入れることといたしました。

議案第5号「令和7年度清須市水道事業会計予算案」につきましては、予算を定めることについて、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

収入では、給水収益などの収益的収入を2億3,268万1,000円、配水管等工事負担金などの資本的収入を4,731万5,000円計上いたしました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出を2億3,557万2,000円、配水設備工事費などの資本的支出を1億115万円計上いたしました。

議案第6号「令和7年度清須市下水道事業会計予算案」につきましては、予算を定めることについて、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

収入では、下水道使用料などの収益的収入を17億3,132万円、企業債や国庫補助金などの資本的収入を12億4,896万5,000円計上いたしました。このうち、一般会計からは、収益的収入に8億6,299万円、資本的収入に2億1,607万6,000円、合わせて10億7,906万6,000円を繰り入れることといたしました。

支出では、汚水・雨水管渠（きょ）維持管理費などの収益的支出を16億7,905万8,000円、汚水・雨水管渠（きょ）整備費などの資本的支出を19億2,991万9,000円計上いたしました。

汚水整備事業につきましては、新川流域関連清須市公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の面整備管渠（きょ）布設工事を実施してまいります。

雨水整備事業につきましては、既設ポンプ場の長寿命化に向けた取組に力を注いでまいります。

議案第7号「清須市子ども計画審議会条例案」につきましては、令和9年度を始期とする清須市子ども計画を審議する清須市子ども計画審議会を設置するため、条例を制定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第8号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院の国会及び内閣に対する公務員人事管理に関する報告に鑑み、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡充等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法

の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 9 号「清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 10 号「清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 11 号「清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給料月額の上上げ等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 12 号「清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給料月額の上上げ等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 13 号「清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」につきましては、刑法の一部改正による懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴い、規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 14 号「清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金に係る勤務年数区分に新たな区分を追加するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 15 号「清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」につきましては、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率及び税額の改正を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 16 号「清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」につきましては、清須市国

民健康保険運営協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を追加するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 17 号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」につきましては、内閣府の基準の一部改正に伴い、3 歳児以上の児童に係る職員の配置基準等を見直すため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 18 号「清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、中之切児童遊園を廃止するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 19 号「清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、企業職員に対して支給する手当の見直しを行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 20 号「清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、水道法施行令の一部改正に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 21 号「財産の無償譲渡」につきましては、新川西部浄化センター周辺の環境整備事業により整備した集会場を無償で譲渡することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 22 号「市道路線の認定及び廃止」につきましては、区画整理事業に伴う道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止を行うことについて、道路法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 23 号「令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 7 号）案」につきましては、利用者数の増加により不足が見込まれる訓練等給付費を増額するほか、人事院勧告に鑑みた給与改定などに伴う人件費等について、所要の補正を行うことといたしました。

また、不用額の精査等による財源を基に、今後の財政需要に備えて各種基金への積立てを行うとともに、年度内に執行が困難と見込まれる事業については、繰越明許費を設定し、事業費の一部を翌年度へ繰り越すことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。

補正額は1億7,627万6,000円を追加し、予算の総額は314億8,778万6,000円となります。

議案第24号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案」につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は233万6,000円を追加し、予算の総額は63億1,979万2,000円となります。

議案第25号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案」につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費等に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は602万円を追加し、予算の総額は53億6,027万6,000円となります。

議案第26号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案」につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は7万9,000円を追加し、予算の総額は19億1,928万4,000円となります。

議案第27号「令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案」につきましては、令和7年度に予定していた配水管路耐震化事業を令和6年度に前倒して実施するほか、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は5,101万2,000円を追加し、予算の総額は4億382万3,000円となります。

議案第28号「令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）案」につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は285万円を追加し、予算の総額は42億4,377万1,000円となります。

報告第1号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告」につきましては、樹木管理上の瑕疵（かし）に係る事故について、地方自治法の規定により、議会に報告する

ものでございます。

報告第2号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告」につきまして
は、公用車の事故について、地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡山克彦君）

日程第6、承認第1号「専決処分した事件（令和6年度清須市一般会計補正予算（第6号））
の承認について」、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田喜一君）登壇 >

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

承認第1号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTE設定を1画面表示にいただき、令和7年3月清
須市議会定例会市長提出議案等の1ページを御覧ください。

承認第1号

専決処分した事件（令和6年度清須市一般会計補正予算（第6号））の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定に
より、議会に報告し、承認を求める。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

7年専決第1号

専決処分書

令和6年度清須市一般会計補正予算（第6号）について、議会を招集する時間的余裕がないと
認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年1月31日

清須市長、永田純夫

この一般会計補正予算（第６号）を専決処分した理由は、政府が総合経済対策においてエネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯を支援することを、令和６年１１月２２日に閣議決定しました。低所得世帯への支援については、国から速やかな対応が要請されており、早期に事業着手する必要があったため、令和７年１月３１日付けで補正予算を専決処分したものです。

それでは、タブレットのmoreNOTE設定は１画面設定のまま、令和６年度一般会計補正予算書及び説明書の１ページを御覧ください。

専決第１号

令和６年度清須市一般会計補正予算（第６号）

令和６年度清須市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億４６１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１３億１，１５１万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条は、繰越明許費の補正です。

繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

令和７年１月３１日専決

清須市長、永田純夫

２ページを御覧ください。

第１表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入です。

１５款国庫支出金、補正額２億４６１万円の増額、２項国庫補助金です。

３ページを御覧ください。

歳出です。

３款民生費、補正額２億４６１万円の増額、１項社会福祉費です。

４ページを御覧ください。

第２表、繰越明許費補正の追加です。

３款民生費、１項社会福祉費、物価高騰緊急支援給付金事業について、子ども加算分について

は令和7年7月31日までに出生した子どもも対象としているため、予算計上額のうち263万円については令和7年度に繰り越すものです。

それでは、次ページを御覧いただき、ここからは、一般会計補正予算（第6号）に関する説明書となります。

少し飛びますが、8ページ、9ページを御覧ください。

まず歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2億461万円の増額、1節総務管理費補助金です。説明欄を御覧いただきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額です。この後、歳出で説明をする物価高騰緊急支援給付金費新規事業分の特定財源10分の10です。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2億461万円の増額、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までです。説明欄を御覧いただきまして、物価高騰緊急支援給付金費の新規計上です。

事業の内容を説明します。支給対象は、基準日、令和6年12月13日において、世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税である世帯6,000世帯。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は除きます。支給額は、1世帯当たり3万円です。

また、子ども加算分として、住民税非課税世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯、子ども700人については、一人当たり2万円が加算されます。この子ども加算分は、基準日に加えて、それ以降、令和7年7月31日までに出生した子どもも対象となります。

給付に要する手続は、まず口座情報を把握している世帯約5,400世帯については、完全プッシュ型で2月5日に支給通知を発送しており、口座変更や辞退の連絡がなければ2月26日に給付金を振り込む予定です。

つぎに、口座情報がない世帯約550世帯については、プッシュ型で、同じく2月5日に確認書を送付しており、確認書の返信をもって2月26日から順次給付金を振り込む予定です。

最後に、令和6年1月2日以降に転入者がいる世帯は、市ホームページや広報等で周知し、課税情報が確認できる書類を添付した申請が必要となります。

なお、2月3日から3月末までは、受付窓口コールセンターを設置し、3月21日まで申請等

の受付をします。

ただし、子ども加算分については、その後も社会福祉課で随時申請を受け付け、8月末で支給を完了します。

専決第1号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

これより承認第1号の質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

承認第1号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本件は承認されました。

日程第7、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

＜ 総務部長（岩田喜一君）登壇 ＞

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第1号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTE設定は1画面表示のまま、令和7年度一般会計特別会計予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第1号

令和7年度清須市一般会計予算

令和7年度清須市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ355億2,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条は、債務負担行為です。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条は、地方債です。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条は、一時借入金です。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

第5条は、歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

2 ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算です。

まず歳入です。

1 款市税、予算額 129 億 6,649 万 4,000 円、1 項市民税から 5 項都市計画税までです。主なものは、1 項市民税のうち、個人所得割は、定額減税対象者の減少及び企業の賃上げなどに伴う給与所得の増加により、前年度比約 3 億 7,100 万円の増収を見込みました。2 項固定資産税のうち、家屋は、新築家屋分の増加により、前年度比約 8,500 万円の増収を見込みました。市税全体では、前年度比プラス 4.1%、約 5 億 600 万円の増収を見込んでいます。

2 款地方譲与税から 11 款地方交付税までは、内閣が公表する地方財政計画や愛知県通知による減税見通しなどにより、それぞれ見積りをしています。

2 款地方譲与税、予算額 1 億 7,000 万円、1 項地方揮発油譲与税から 3 項森林環境譲与税までです。

3 款利子割交付金、予算額 700 万円、1 項利子割交付金です。

4 款配当割交付金、予算額 9,900 万円、1 項配当割交付金です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、予算額 8,700 万円、1 項株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、予算額 2 億 2,100 万円、1 項法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、予算額 17 億 9,800 万円、1 項地方消費税交付金です。

8 款自動車取得税交付金、予算額 1,000 万円の窓口計上、1 項自動車取得税交付金です。

9 款環境性能割交付金、予算額 5,500 万円、1 項環境性能割交付金です。

10 款地方特例交付金、予算額 9,700 万円、1 項地方特例交付金と 2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。主なものは、定額減税対象者の減少により、前年度比 3 億 3,600 万円の減収を見込みました。

11 款地方交付税、予算額 28 億 5,000 万円、1 項地方交付税です。主なものは、普通交付税は、令和 6 年度の当初算定結果を基に市税などの収入を勘案し、前年度比 2 億円の増収を見込みました。

12 款交通安全対策特別交付金、予算額 1,000 万円、1 項交通安全対策特別交付金です。

13 款分担金及び負担金、予算額 1 億 2,226 万 8,000 円、1 項負担金です。

3 ページを御覧ください。

14 款使用料及び手数料、予算額3億2,714万3,000円、1項使用料と2項手数料です。

15 款国庫支出金、予算額51億2,169万円、1項国庫負担金から3項国庫委託金までです。

16 款県支出金、予算額21億8,718万円、1項県負担金から4項県交付金までです。

17 款財産収入、予算額5,924万2,000円、1項財産運用収入と2項財産売却収入です。

18 款寄附金、予算額3億5,000万3,000円、1項寄附金です。主なものは、ふるさと寄附金3億5,000万円です。

19 款繰入金、予算額30億5,577万6,000円、1項特別会計繰入金と2項基金繰入金です。主なものは、2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金11億5,577万3,000円、減債基金繰入金3億円、庁舎整備基金繰入金12億4,000万円、福祉基金繰入金2,000万円、環境衛生施設等基金繰入金4,000万円、都市計画施設基金繰入金2億5,000万円、義務教育施設整備基金繰入金5,000万円です。令和7年度当初予算編成後の財政調整基金現在高は12億6,286万円となり、目標としている残高を確保することができています。

20 款繰越金、予算額2億円、1項繰越金です。

21 款諸収入、予算額11億8,420万3,000円、1項延滞金、加算金及び過料から5項雑入までです。

22 款市債、予算額45億5,500万円、1項市債です。詳細は、この後、「第3表 地方債」で説明をします。

4 ページを御覧ください。

歳出です。

1 款議会費、予算額2億3,463万2,000円、1項議会費です。

2 款総務費、予算額69億9,837万4,000円、1項総務管理費から6項監査委員費までです。主なものは、1項総務管理費のうち、庁舎整備費では市役所の増築及び南館の改修に約38億4,500万円、西枇杷島庁舎等解体費に約7,800万円、市制20周年費では市制20周年事業の実施に5,500万円を計上しました。

3 款民生費、予算額140億5,967万1,000円、1項社会福祉費から4項災害救助費

までです。主なものは、1項社会福祉費のうち、児童発達支援費では児童発達支援センター機能の強化に約1,200万円を計上しました。

4款衛生費、予算額25億1,805万6,000円、1項保健衛生費から3項上水道費までです。主なものは、1項保健衛生費のうち、ピロリ菌検査費ではピロリ菌検査費用の助成に約290万円、母子歯科保健費では妊産婦歯科健康診査の回数の増加に約530万円、妊娠出産包括支援費では産後ケアが受けやすい環境づくりの推進に約720万円を計上しました。2項清掃費のうち、資源回収施設整備費では西枇杷島資源ステーションの移設に約4,000万円を計上しました。

5款労働費、予算額201万7,000円、1項労働諸費です。

6款農林水産業費、予算額1億4,866万5,000円、1項農業費です。

7款商工費、予算額7億5,236万8,000円、1項商工費です。主なものは、1項商工費のうち、清須げんき商品券発行費では清須げんき商品券の販売に約1億2,600万円、清洲公園駐車場整備費では清洲公園駐車場の拡張に約3億900万円を計上しました。

8款土木費、予算額31億1,383万6,000円、1項土木管理費から4項都市計画費までです。主なものは、4項都市計画費のうち、民間木造住宅耐震化推進費では耐震改修に係る補助限度額の引上げに約1,500万円、都市公園整備費では都市公園の新設に約1億200万円を計上しました。

9款消防費、予算額13億6,919万8,000円、1項消防費です。主なものは、防災行政無線整備費では防災行政無線の更新に約1億4,200万円を計上しました。

10款教育費、予算額41億4,386万円、1項教育総務費から5ページを御覧ください。6項保健体育費までです。主なものは、1項教育総務費のうち、学校給食費等臨時給付費では学校給食費等臨時給付金の支給に約370万円を計上しました。2項小学校費及び3項中学校費のうち、小学校整備費及び中学校整備費では小中学校の特別教室への空調設備の設置に約3億5,400万円を計上しました。6項保健体育費のうち、学校給食センター費では5月から3か月分の学校給食費の無償化に約7,500万円、小中学校の給食費引上げ分の公費負担に約2,500万円を計上しました。

11款公債費、予算額21億5,232万3,000円、1項公債費です。

12款予備費、予算額3,000万円、1項予備費です。

6ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為です。

本庁舎整備事業は、西館供用開始に伴う引っ越しの費用や備品の購入費などです。令和7年度から8年度までの2か年事業となり、令和7年度に契約を締結し、令和8年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は、1億7,898万5,000円です。

つぎに、次世代高度情報通信ネットワーク設備整備事業は、次世代高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備事業負担金です。令和8年度事業分は、債務負担行為を設定します。限度額は、682万7,000円です。

つぎに、小学校学習用端末更新事業は、児童1人1台使用する学習用タブレット端末の更新事業です。令和7年度から12年度までの6か年事業となり、令和7年度に契約を締結し、令和8年度から令和12年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は、4億1,600万1,000円です。

最後に、中学校学習用端末更新事業も、生徒1人1台使用する学習用タブレット端末の更新事業です。令和7年度から12年度までの6か年事業となり、令和7年度に契約を締結し、令和8年度から令和12年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は、1億9,795万5,000円です。

7ページを御覧ください。

第3表、地方債です。

令和7年度当初予算では、表に記載の14の事業について地方債の活用を予定しています。

まず起債の目的及び限度額です。あわせて、起債のメニューについても御説明します。

庁舎整備事業は、西館と南館3階、4階、地下1階の一部などの工事で、限度額26億円、合併特例債です。

児童館整備事業は、星の宮児童センターの大規模改修で、限度額1億2,500万円、合併特例債です。

資源回収施設整備事業は、西枇杷島資源ステーションの移設で、限度額3,800万円、合併特例債です。

観光施設整備事業は、清洲公園駐車場の拡張で、限度額2億6,400万円、合併特例債です。

道路整備事業は、個別施設計画に基づく道路の舗装修繕工事で、限度額4,600万円、公共施設等適正管理推進事業債です。

清洲駅前土地区画整理事業は、清洲駅前線及び駅前広場のグレードアップ整備などで、限度額

2億1,300万円、合併特例債です。

新清洲駅付近鉄道高架整備事業は、用地買収及び物件補償などで、限度額7,200万円、合併特例債です。

都市公園整備事業は、清洲駅前土地区画整理事業の進捗に合わせた街区公園の整備で、限度額4,800万円、合併特例債です。

防災行政無線整備事業は、次世代高度情報通信ネットワーク並びに同報系及び移動系防災行政無線の更新で、限度額1億5,300万円、防災対策事業債と緊急防災減災事業債です。

防災センター整備事業は、庄内川水防センターの大規模改修で、限度額1億1,300万円、合併特例債です。

小学校整備事業は、特別教室の空調設備の設置で、限度額8,700万円、合併特例債です。

中学校整備事業も特別教室の空調設備の設置で、限度額1億1,700万円、合併特例債です。

社会教育施設整備事業は、春日公民館の高圧受変電設備と自家発電設備の改修で、限度額4,900万円、公共施設等適正管理推進事業債です。

最後の体育施設整備事業は、清洲勤労福祉会館アルコ清洲のヒートポンプ等の改修及び春日B&G体育館の空調設備の設置で、限度額6億3,000万円、学校教育施設等整備事業債と合併特例債です。

起債の限度額の合計は45億5,500万円で、そのうち、合併特例債は42億3,700万円となっています。

起債の方法です。起債の方法は、普通貸借又は証券発行です。

利率です。利率は、それぞれ4%以内です。

最後に、償還の方法です。政府資金及び県資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによります。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができることとするものです。

議案第1号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第8、議案第2号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計予算案」及び日程第10、議案第4号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案」の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田隆君）登壇 >

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第2号について御説明いたします。

令和7年度一般会計特別会計予算書及び説明書の123ページを御覧ください。

議案第2号

令和7年度清須市国民健康保険特別会計予算

令和7年度清須市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億3,762万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

124ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

1款国民健康保険税、予算額12億5,592万8,000円、1項国民健康保険税です。清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和7年度も令和6年度に引き続き税率・税額の改定を見込み、予算編成を行ったところ、一般被保険者国民健康保険税現年課税分、滞納繰越分とを合わせ、ただいま申し上げました予算額となりました。なお、令和7年度以降の具体的な税

率・税額につきましては、この後、議案第15号で御説明いたします。また、予算編成に当たり、令和7年度目標収納率を現年分92.87%、滞納繰越分23.56%と設定いたしました。

2款県支出金、予算額39億1,031万1,000円、1項県交付金です。主に本市の保険給付費の財源に充てる交付金でございます。

3款財産収入、予算額1,000円の窓口計上、1項財産運用収入です。内容としましては、基金預金利子でございます。

4款繰入金、予算額5億5,137万7,000円、1項他会計繰入金です。主に職員給与費繰入金、保険基盤安定繰入金を始め出産育児一時金など一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、予算額2,000万円、1項繰越金です。内容としましては、前年度繰越金でございます。

6款諸収入、予算額7,000円、1項延滞金、加算金及び過料と2項雑入です。

歳入については、以上でございます。

続きまして、125ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費、予算額7,410万1,000円、1項総務管理費から3項運営協議会費までです。主に職員人件費、一般管理費等でございます。

2款保険給付費、予算額38億6,695万6,000円、1項療養諸費から6項傷病手当金までです。主に一般被保険者の療養給付費や高額療養費を始め出産育児一時金、葬祭費などでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、予算額17億2,377万6,000円、1項医療給付費から3項介護納付金までです。内容としましては、国民健康保険の財政運営の主体となる愛知県への納付金でございます。

4款保健事業費、予算額4,658万8,000円、1項特定健康診査等事業費と2項保健事業費です。主に特定健康診査事業費や人間ドック補助事業費等の疾病予防費でございます。

5款基金積立金、予算額1,000円の窓口計上、1項基金積立金です。

6款諸支出金、予算額620万2,000円、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。主に過年度保険税還付金等です。

7款予備費、予算額2,000万円、1項予備費です。

議案第2号の御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第４号について御説明いたします。

予算書及び説明書の１８１ページを御覧ください。

議案第４号

令和７年度清須市後期高齢者医療特別会計予算

令和７年度清須市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２０億７１１万１，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

１８２ページを御覧ください。

第１表、歳入歳出予算です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

１款後期高齢者医療保険料、予算額１０億７，４２７万１，０００円、１項後期高齢者医療保険料です。特別徴収現年度分、普通徴収現年度分及び滞納繰越分を合わせ、ただいま申し上げました予算額となります。なお、令和７年度の保険料率は、令和６年度同様、所得割率１１．１３％、均等割額は５万３，４３８円です。賦課限度は、８０万円となります。

２款繰入金、予算額９億３，２１２万２，０００円、１項他会計繰入金です。主に保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金と一般会計からの繰入金でございます。

３款繰越金、予算額１，０００円の窓口計上、１項繰越金で、前年度繰越金でございます。

４款諸収入、予算額７１万７，０００円、１項延滞金、加算金及び過料から３項雑入までです。歳入については、以上でございます。

続きまして、１８３ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

１款総務費、予算額９０９万２，０００円、１項総務管理費と２項徴収費です。主に一般管理

費でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 1 9 億 9, 6 3 0 万 2, 0 0 0 円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金です。主に後期高齢者医療保険料等負担金や療養給付費負担金等でございます。

3 款諸支出金、予算額 7 1 万 7, 0 0 0 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主に過年度保険料還付金等でございます。

4 款予備費、予算額 1 0 0 万円、1 項予備費です。

議案第 4 号の御説明は、以上でございます。

議長（岡山克彦君）

日程第 9、議案第 3 号「令和 7 年度清須市介護保険特別会計予算案」について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

＜ 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 ＞

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長、丹羽です。

議案第 3 号について御説明いたします。

予算書及び説明書の 1 5 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 号

令和 7 年度清須市介護保険特別会計予算

令和 7 年度清須市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 3 億 6 0 7 万 3, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第 2 条です。

地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

第 3 条、歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

152ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算です。

歳入から御説明いたします。

1款介護保険料、予算額11億7,808万1,000円、1項介護保険料です。第1号被保険者保険料で前年度比570万1,000円の増額を見積もりました。

2款使用料及び手数料、予算額6万円、1項手数料です。介護保険事業者指定更新申請などの手数料です。

3款国庫支出金、予算額11億284万9,000円、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。主なものは、1項国庫負担金のうち、介護給付費負担金8億8,335万4,000円です。

4款支払基金交付金、予算額13億7,010万8,000円、1項支払基金交付金です。

5款県支出金、予算額7億5,810万2,000円、1項県負担金と2項県補助金です。主なものは、1項県負担金のうち、介護給付費負担金7億2,047万8,000円です。

6款財産収入、予算額1,000円の窓口計上、1項財産運用収入です。

7款繰入金、予算額8億9,679万2,000円、1項他会計繰入金と2項基金繰入金です。主なものは、1項他会計繰入金のうち、一般会計繰入金8億2,517万5,000円です。

8款繰越金、予算額1,000円の窓口計上、1項繰越金です。

9款諸収入、予算額7万9,000円、1項延滞金、加算金及び過料と2項雑入です。

つぎに、歳出を説明いたします。

153ページを御覧ください。

1款総務費、予算額1億2,372万3,000円、1項総務管理費から4項趣旨普及費までです。主なものは、1項総務管理費では職員人件費と高齢者福祉計画・介護保険事業計画費、3項介護認定審査会費では介護認定に係る調査費などを計上しています。第10期介護保険事業計画策定の事前アンケート調査費を予算計上することなどに伴い、前年度比608万円の増額と

なりました。

2 款保険給付費、予算額 4 9 億 3, 4 8 6 万 5, 0 0 0 円、1 項介護サービス等費から 4 項特定入所者介護サービス費までです。主なものは、1 項介護サービス等費では、訪問介護、通所介護などの居宅サービス給付費や特別養護老人ホームなどの施設サービス給付費です。

3 項高額介護サービス費では介護サービスに係る利用者負担額が一定の上限額を超えた場合の超過分の給付費を、4 項特定入所者介護サービス費では施設入所などの利用者に対する食費、居住費の給付費額を計上しています。介護認定者数の増加等に伴う居宅サービス給付費及び施設サービス給付費の増加により、前年度比 1, 6 6 6 万 3, 0 0 0 円の増額となりました。

3 款地域支援事業費、予算額 2 億 4, 4 4 7 万 9, 0 0 0 円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費から 4 項その他諸費までです。主なものは、1 項介護予防・生活支援サービス事業費では要支援の方の訪問及び通所サービス療養費、2 項一般介護予防事業費では第 1 号被保険者及びその支援のための活動に関わるものを対象に、住民主体の通いの場の充実・拡大や自立支援に資する支援を行うものです。3 項包括的支援事業・任意事業費のうち、包括的支援事業費では地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置することなどに伴い、前年度比 1, 7 5 1 万円の増額となりました。

4 款基金積立金、予算額 1, 0 0 0 円の窓口計上、1 項基金積立金です。

5 款諸支出金、予算額 2 0 0 万 5, 0 0 0 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主なものは、第 1 号被保険者保険料還付金 2 0 0 万円です。

6 款予備費、予算額 1 0 0 万円、1 項予備費です。前年度比、同額でございます。

議案第 3 号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

ここで、1 1 時 2 0 分まで休憩といたします。

（ 時に午前 1 1 時 0 5 分 休憩 ）

（ 時に午前 1 1 時 2 0 分 再開 ）

議長（岡山克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1、議案第 5 号「令和 7 年度清須市水道事業会計予算案」及び日程第 1 2、議案第 6 号「令和 7 年度清須市下水道事業会計予算案」の 2 案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

＜ 建設部長（長谷川 久高君）登壇 ＞

建設部長（長谷川久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、議案第5号について説明いたします。

令和7年度水道事業会計下水道事業会計予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第5号

令和7年度清須市水道事業会計予算

総則

第1条、令和7年度清須市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水栓数4, 100栓

第2号、年間総配水量101万6, 000m³

第3号、1日平均給水量2, 784m³

第4号、主要な建設改良事業、重要給水施設配水管路耐震化事業1, 133万円、配水場設備更新事業1, 815万円

収益的収入及び支出

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入です。

第1款水道事業収益2億3, 268万1, 000円、第1項営業収益2億760万3, 000円、第2項営業外収益2, 507万7, 000円、第3項特別利益1, 000円。

支出です。

第1款水道事業費用2億3, 557万2, 000円、第1項営業費用2億2, 889万2, 000円、第2項営業外費用537万9, 000円、第3項特別損失30万1, 000円、第4項予備費100万円。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款資本的収入4,731万5,000円、第1項負担金4,731万5,000円。

支出です。

第1款資本的支出1億115万円、第1項水道施設費8,930万6,000円、第2項企業
債償還金1,144万7,000円、第3項その他資本的支出39万7,000円。

一時借入金

第5条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第7条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち、他の経費の
金額に若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額
に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費1,997万8,000円。

第2号、交際費1万円。

利益剰余金の処分

第8条、繰越利益剰余金のうち、3,000万円は、次のとおり処分するものと定める。

第1号、建設改良費3,000万円。

たな卸資産購入限度額

第9条、たな卸資産の購入限度は、60万円と定める。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

3ページを御覧ください。

令和7年度清須市水道事業会計予算実施計画です。

(1) 収益的収入及び支出

最初に、収入です。

第1款水道事業収益、1項営業収益、予定額2億760万3,000円は、1目給水収益から
3目その他営業収益までで、水道料金、給水装置工事に伴う引込管受託工事収益などです。

2 項営業外収益、予定額 2, 5 0 7 万 7, 0 0 0 円は、1 目受取利息及び配当金から 4 目雑収益までで、長期前受金戻入工事負担金などです。

3 項特別利益、予定額 1, 0 0 0 円は、1 目過年度損益修正益で、水道料金過年度調定です。つぎに、支出です。

第 1 款水道事業費用、1 項営業費用、予定額 2 億 2, 8 8 9 万 2, 0 0 0 円は、1 目原水及び浄水費から 8 目その他営業費用までで、県水の受水費、配水場及び給配水管維持管理費、給水管引込工事費、職員人件費、構築物減価償却費などです。

2 項営業外費用、予定額 5 3 7 万 9, 0 0 0 円は、1 目支払利息及び企業債取扱諸費から 3 目雑支出までで、企業債利息などです。

3 項特別損失、予定額 3 0 万 1, 0 0 0 円は、1 目過年度損益修正損と 2 目その他特別損失で、過年度水道料金還付金です。

4 項予備費、予定額 1 0 0 万円は、1 目予備費です。

4 ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出

まず収入です。

第 1 款資本的収入、1 項負担金、予定額 4, 7 3 1 万 5, 0 0 0 円は、1 目工事等負担金で、給水申込みに伴う工事負担金です。

つぎに、支出です。

第 1 款資本的支出、1 項水道施設費、予定額 8, 9 3 0 万 6, 0 0 0 円は、1 目配水設備工事費から 3 目リース債務支払額までで、給配水管整備費、配水場整備費、リース債務支払額などです。

2 項企業債償還金、予定額 1, 1 4 4 万 7, 0 0 0 円は、1 目企業債償還金です。

3 項その他資本的支出、予定額 3 9 万 7, 0 0 0 円は、1 目その他資本的支出で、県補助金返還金です。

議案第 5 号の説明は、以上です。

続きまして、議案第 6 号について説明させていただきます。

同じ資料の 2 5 ページをお願いします。

議案第 6 号

令和 7 年度清須市下水道事業会計予算

総則

第1条、令和7年度清須市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、普及人口2万3,889人

第2号、水洗化人口1万7,380人

第3号、年間総処理水量157万7,900m³

第4号、1日平均処理水量4,323m³

第5号、主な建設改良事業、汚水管渠（きょ）整備事業4億4,447万4,000円、水場川右岸排水区雨水管渠（きょ）整備事業1億8,844万1,000円、堀江ポンプ場ストックマネジメント事業4億円、豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業1億円。

収益的収入及び支出

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益17億3,132万円、第1項営業収益8億1,281万5,000円、第2項営業外収益9億770万1,000円、第3項特別利益1,080万4,000円。

支出

第1款下水道事業費用16億7,905万8,000円、第1項営業費用15億1,225万3,000円、第2項営業外費用1億6,550万3,000円、第3項特別損失30万2,000円、第4項予備費100万円。

26ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款資本的収入12億4,896万5,000円、第1項企業債5億5,300万円、第2項他会計出資金1億5,136万9,000円、第3項他会計補助金6,470万7,000円、第4項国庫補助金4億6,500万円、第5項負担金1,488万8,000円、第6項固定資産売却代金1,000円。

支出です。

第1款資本的支出19億2,991万9,000円、第1項下水道施設費12億5,962万5,000円、第2項企業債償還金6億5,437万4,000円、第3項その他資本的支出1,592万円。

債務負担行為

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

表の説明をいたします。

堀江ポンプ場耐震及び更新事業は限度額5億5,300万円、豊田川ポンプ場耐震及び更新事業は限度額6億3,415万円で、いずれも地方共同法人日本下水道事業団が施工するもので、期間は令和8年度です。

27ページを御覧ください。

企業債

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業については、限度額5億1,280万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率は、4%以内。償還の方法、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

流域下水道事業については、限度額4,020万円。起債の方法、利率、償還の方法については、公共下水道事業と同じでございます。

一時借入金

第7条、一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、予定支出の各項の経費及び各項間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第9条、次に掲げる経費についてはその経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費6,453万7,000円。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

29ページをお開きください。

令和7年度清須市下水道事業会計予算実施計画です。

(1) 収益的収入及び支出

まず収入です。

第1款下水道事業収益、1項営業収益、予定額8億1,281万5,000円は、1目下水道使用料から4目その他営業収益までで、下水道使用料、雨水処理負担金などです。

2項営業外収益、予定額9億770万1,000円は、1目受取利息及び配当金から6目雑収益までで、一般会計負担金、長期前受金戻入などです。

3項特別利益、予定額1,080万4,000円は、1目固定資産売却益から3目その他特別利益までで、元金償還繰入金過年度未収益分収益などです。

つぎに、支出です。

第1款下水道事業費用、1項営業費用、予定額15億1,225万3,000円は、1目管渠(きょ)費から10目その他営業費用までで、雨水ポンプ場の維持管理費、職員給与、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などです。

2項営業外費用、予定額1億6,550万3,000円は、1目支払利息及び企業債取扱諸費から3目雑支出までで、企業債の利息などです。

3項特別損失、予定額30万2,000円は、1目固定資産売却損から3目その他特別損失までで、過年度下水道使用料の還付金です。

4項予備費、予定額100万円は、1目予備費です。

30ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出

最初に、収入です。

第1款資本的収入、1項企業債、予定額5億5,300万円は、1目企業債で、公共下水道、流域下水道事業債です。

2項他会計出資金、予定額1億5,136万9,000円は、1目他会計出資金で、一般会計出資金です。

3項他会計補助金、予定額6,470万7,000円は、1目他会計補助金で、一般会計補助金です。

4項国庫補助金、予定額4億6,500万円は、1目国庫補助金です。

5 項負担金、予定額 1, 488 万 8, 000 円は、1 目受益者負担金及び分担金と 2 目工事等負担金で、受益者負担金などです。

6 項固定資産売却代金、予定額 1, 000 円は、1 目固定資産売却代金です。

つぎに、支出です。

第 1 款資本的支出、1 項下水道施設費、予定額 12 億 5, 962 万 5, 000 円は、1 目管渠（きょ）建設改良費から 5 目流域下水道建設負担金までで、汚水管渠（きょ）整備費、雨水ポンプ場整備費、流域下水道建設負担金などです。

2 項企業債償還金、予定額 6 億 5, 437 万 4, 000 円は、1 目企業債償還金です。

3 項その他資本的支出、予定額 1, 592 万円は、1 目その他資本的支出で、小場塚幹線整備事業立替金償還費です。

議案第 6 号の説明は、以上でございます。

議長（岡山克彦君）

日程第 13、議案第 7 号「清須市こども計画審議会条例案」について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

＜ 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 ＞

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長、丹羽です。

議案第 7 号について御説明いたします。

タブレットのmoreNOTEを2画面にいただきまして、まず市長提出議案等の3ページと説明資料の12ページを御覧ください。

提出議案等の3ページです。

議案第 7 号

清須市こども計画審議会条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、令和 9 年度を始期とする清須市こども計画を審議する清須市こども計

画審議会を設置するため必要があるからです。

4 ページを御覧ください。

新規制定の条例の内容について説明をいたします。

清須市こども計画審議会条例案

清須市こども計画審議会条例

この条例は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき、清須市こども計画を定めるため、
審議会を設置するものです。

第2条から第6条では、所掌事務、組織、委員の委嘱、委員の任期や会長について。

続いて、5 ページを御覧ください。

第7条から第9条までにおいては、会議、資料の提出等の要求、庶務について定めております。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第7号の説明は、以上となります。

議長（岡山克彦君）

日程第14、議案第8号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第15、議案第9号「清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第16、議案第10号「清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第17、議案第11号「清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案」及び日程第18、議案第12号「清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」の5案件について、企画部長より内容の説明を求めます。

河川企画部長。

< 企画部長（河川直彦君）登壇 >

企画部長（河川直彦君）

企画部長の河川でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第8号から議案第12号までを続けて御説明いたします。

タブレットのmoreNOTEの設定は2画面表示のまま、市長提出議案等の7ページ、そして、議案等説明資料は13ページをお願いします。

議案第8号

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和 6 年 8 月 8 日付けの公務員人事管理に関する勧告に鑑み、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡充等を行う必要があるからです。

市長提出議案等は、8 ページをお願いします。

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

第 8 条の 4 では、時間外勤務の免除となる対象職員を「3 歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」までと拡大するものです。

つぎに、第 1 7 条の 2 及び第 1 7 条の 3 では、介護両立支援制度等の請求を行いやすくするための勤務環境を整備するものです。第 1 7 条の 2 では、配偶者等に介護が必要となったことを申し出た職員に対する個別の周知、意向確認等の実施及び 4 0 歳に達した職員に対する支援制度等のお知らせを、そして、第 1 7 条の 3 では、研修の実施や相談体制の整備をそれぞれ任命権者に義務付けるものであります。

附則です。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 項は、この条例の施行日以後の日の時間外勤務制限の開始日とする改正後の第 8 条の 4 第 2 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前におきましても当該請求を行うことができるものとするものです。

議案第 8 号の説明は、以上です。

続きまして、議案第 9 号について御説明いたします。

市長提出議案等の 1 1 ページ、議案等説明資料の 1 4 ページをお願いします。

議案第 9 号

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

市長提出議案等の12ページをお願いいたします。

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を説明いたします。

先の御説明させていただきました議案第9号と全く同様の改正内容となっており、第1条は令和6年12月の期末手当の支給割合を0.05月引き上げ、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条で、令和7年度以降の6月及び12月の期末手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた「100分の175」を「100分の172.5」に再度改めるものです。

附則です。

この条例は公布の日から施行するもので、第1条は令和6年12月1日から適用し、第2条は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第9号の説明は、以上です。

続きまして、議案第10号について御説明いたします。

市長提出議案等の13ページ、そして、議案等説明資料の15ページをお願いします。

議案第10号

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付けの給与改定に関

する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

市長提出議案等の１４ページをお願いします。

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

先の御説明させていただきました議案第９号と全く同様の改正内容となっており、第１条は令和６年１２月の期末手当の支給割合を０．０５月引き上げ、「１００分の１７０」を「１００分の１７５」に改め、第２条で令和７年度以降の６月、１２月の期末手当に係る支給割合を調整するため、第１条で改めた「１００分の１７５」を「１００分の１７２．５」に再度改めるものです。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するもので、第１条は令和６年１２月１日から適用し、第２条は令和７年４月１日から施行するものです。

議案第１０号の説明は、以上です。

続きまして、議案第１１号について御説明いたします。

市長提出議案等の１５ページ、議案等説明資料の１６ページをお願いします。

議案第１１号

清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和６年８月８日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給与月額の上上げ等を行うため必要があるからです。

市長提出議案等の１６ページをお願いします。

清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第1条は、令和6年12月の一般職の常勤職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.05月それぞれ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.025月それぞれ引き上げるとともに、給料表を市長提出議案等の16ページ下段から26ページ中段の表のとおり改めるものです。

市長提出議案等の26ページをお願いいたします。

第2条及び第3条は、給料及び扶養手当、勤勉手当等の諸手当にわたり給与制度を整備するものです。

給料につきましては、給料表の市長提出議案等の28ページ下段から38ページ中段までの表のとおり改めるものです。

諸手当に係る見直しにつきましては、議案等説明資料の16ページを御覧いただきまして、四つ目の丸をお願いいたします。扶養手当につきましては、子に要する経費の実情や少子化対策の推進を踏まえ、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の引上げを、表にありますとおり2か年度にわたり段階的に見直すものであります。

住居手当につきましては支給対象職員を再任用制度職員まで拡充し、通勤手当につきましては職員が個々の事情に応じ柔軟に通勤手段を選択できるよう、支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げるものです。

単身赴任手当につきましては、事業所を異にする異動又は在勤する事業所移転によるもののみでなく、採用時から支給を可能とするよう見直すものです。

管理職員特別勤務手当につきましては、管理職員に対する勤務実態に応じた適切な措置を確保する観点から、平日・深夜に係る支給対象時間帯を拡大するものです。

そして、期末手当及び勤勉手当につきましては、令和7年度以降の6月、12月に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた支給割合を再度改めるものです。

市長提出議案等の26ページにお戻りいただきまして、26ページから38ページにわたり、ただいま御説明させていただきました内容を条文整理したものとなっております。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するもので、第1条は令和6年4月1日から適用し、第2条及

び第3条は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第11号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第12号について御説明いたします。

市長提出議案等の49ページ、議案等説明資料の17ページをお願いします。

議案第12号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給与月額の上上げ等を行うため必要があるからです。

市長提出議案等の50ページをお願いします。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第1条は、令和6年12月の会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げるとともに、会計年度任用職員の勤務状況を勘案し、給料表を市長提出議案等の50ページ中段から52ページ上段までの表のとおり改めるものです。

第2条は、令和7年度以降の6月、12月の期末手当に係る支給割合を調整するとともに、最低賃金の上昇に伴い、別表の給料表を市長提出議案等の52ページの中段にある表のとおり4号給を追加し、給料表を1号給から45号給であったものを1号給から49号給とするものです。

附則です。

この条例は公布の日から施行するもので、第1条は令和6年4月1日から適用し、第2条は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第8号から議案第12号までの説明を終わります。

議長（岡山克彦君）

日程第19、議案第13号「清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」につ

いて、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

＜ 総務部長（岩田喜一君）登壇 ＞

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第13号について御説明します。

それでは、議案の53ページと説明資料の18ページを御覧ください。まず議案の53ページです。

議案第13号

清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、刑法の一部改正による懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴い、規定を整理する必要があるからです。

54ページを御覧ください。

清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

この条例の一部改正案では、全部で八つの条例をまとめて一部改正することになります。

説明資料の18ページを御覧ください。

三つ目の丸です。懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴い、規定を整理するものです。

令和7年6月1日に施行される一部改正刑法は、各受刑者の特性に応じた改善更生及び再犯防止を図る観点から、懲役及び禁錮について新たに拘禁刑として単一化し、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとする内容となっています。したがって、清須市の条例で罰則及び欠格条項として「懲役」、「禁錮」又は「ふりがな付きの禁錮」を規定している八つの条例について、第1条から第4条まで、それぞれ「懲役」、「禁錮」又は「ふりがな付きの禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

議案の54ページにお戻りください。

まず第1条の改正は、清須市職員の給与に関する条例の一部改正で、「禁錮」又は「ふりがなつきの禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

つぎに、第2条の改正は、二つの条例の一部改正です。清須市消防団条例及び清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正で、「禁錮」を「拘禁刑」にそれぞれ改めるものです。

つぎに、第3条の改正は、清須市表彰条例の一部改正で、「ふりがなつきの禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

最後に、第4条の改正は、四つの条例の一部改正です。清須市行政不服審査会設置条例、清須市個人情報保護に関する法律施行条例、清須市情報公開・個人情報保護審査会条例及び清須市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正で、「懲役」を「拘禁刑」にそれぞれ改めるものです。

附則です。55ページを御覧ください。

第1項は、施行期日です。

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

第2項から第5項は、それぞれ経過措置の規定です。

議案第13号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

ここで、お諮りいたします。

間もなく12時となりますが、このまま会議を続けたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

日程第20、議案第14号「清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」について、危機管理部長より内容の説明を求めます。

飯田危機管理部長。

< 危機管理部長（飯田英晴君）登壇 >

危機管理部長（飯田英晴君）

危機管理部長の飯田です。議案第14号について御説明いたします。

市長提出議案等の５７ページと説明資料の１９ページを御覧ください。

議案第１４号

清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金に係る勤務年数区分に新たな区分を追加する必要があるからです。

提出議案５８ページを御覧ください。

清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条関係の別表において、現行の勤務年数区分「３０年以上」を「３０年以上３５年未満」に改め、新たに「３５年以上」の区分を追加するものです。

附則１です。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

附則２です。

改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第１４号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第２１、議案第１５号「清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」及び日程第２２、議案第１６号「清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」の２案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田隆君）登壇 >

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第15号について御説明いたします。

提出議案等の59ページと説明資料の20ページを御覧ください。

はじめに、提出議案等の59ページを御覧ください。

議案第15号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率及び税額の改正を行う必要があるからです。

60ページを御覧ください。

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の20ページを御覧ください。改正内容について御説明いたします。

県の示す清須市の標準税率に近づけるため、毎年段階的に行っております令和7年以降の清須市国民健康保険の税率及び税額の改正でございます。

改正に当たっては、清須市国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重審議いただきました答申に基づき、本市の税率・税額を決めさせていただきました。具体的な税率及び税額については、資料上から三つ目の丸印の国民健康保険税の表を御覧ください。表の左側が現行、令和6年度の税率・税額で、右側が答申に基づき、来年度、令和7年度以降の税率・税額でございます。

御覧いただいておりますとおり、来年度、令和7年度以降は、現行と比較して後期支援分の平等割のみ引き下げ、それ以外の税率及び税額とも引き上げさせていただきます。

なお、今回の税率・税額改正にて、県の示す仮算定ベースにはなりますが、標準税率と清須市の税率を合わせることができました。ただし、県の示す清須市の標準収納率には追いついていないため、国民健康保険税の赤字補填の解消にはまだ至っていない状況でございます。このため、資料上から四つ目の丸印の清須市国民健康保険運営協議会の答申の附帯意見の（2）にあります

ように、赤字補填を解消し、県の示す標準収納率の達成に努めるなど、大きく（１）から（３）までの附帯意見をいただいております。今後は、附帯意見を真摯に捉え、当該附帯意見の達成に向けて努めてまいります。

それでは、市長提出議案等に戻っていただきたいと存じます。

６０ページから６１ページにかけて、ただいま御説明いたしました内容について、清須市国民健康保険税条例第３条から第９条、第９条の２及び第２３条に係る条文を整理したものになります。

最後に、６１ページの下段を御覧ください。

附則としまして、第１項、施行期日になりますが、この条例は、令和７年４月１日から施行するものです。

第２項、経過措置になります。改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

議案第１５号についての御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第１６号について御説明いたします。

提出議案等の６３ページと説明資料の２１ページを御覧ください。

はじめに、提出議案等の６３ページを御覧ください。

議案第１６号

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市国民健康保険運営協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を追加するため必要があるからです。

６４ページを御覧ください。

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の２１ページを御覧ください。

改正内容について御説明いたします。

資料上から三つ目の丸印の清須市国民健康保険運営協議会の委員の追加に掲げる表を御覧ください。

左側が現行の人数で、右側が改正後の人数です。御覧のとおり表の最下段になりますが、改正後は被用者保険等保険者を代表する委員を１名追加するものです。当該委員を追加することで、従前の委員の御意見に被用者の立場を代表する者からの御意見を加えることで、幅広い意見交換を行うことができるようにするものです。

市長提出議案等の６４ページに戻っていただきますと、ただいま御説明いたしました内容について条文を整理したものになります。

最後に下段を御覧ください。

附則としまして、この条例は、令和７年１１月１日から施行するものです。

議案第１６号についての御説明は、以上でございます。

議長（岡山克彦君）

日程第２３、議案第１７号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

＜ 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 ＞

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長の丹羽です。

議案第１７号について御説明いたします。

提出議案等の６５ページと説明資料の２２ページを御覧ください。

議案第１７号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、

3歳児以上の児童に係る職員の配置基準等を見直す必要があるからです。

66ページを御覧ください。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明いたします。

説明資料の22ページ、上から三つ目と四つ目の丸を御覧ください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、外部施設で調理した食事を搬入する場合の条件の見直しと職員の配置基準の見直しを行うものです。配置基準につきましては、職員一人が保育できる児童の人数を、3歳児は20対1から15対1に、4歳児及び5歳児は30対1から25対1に見直すものです。

附則です。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

議案第17号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第24、議案第18号「清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第25、議案第19号「清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第26、議案第20号「清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第27、議案第21号「財産の無償譲渡について」及び日程第28、議案第22号「市道路線の認定及び廃止について」の5案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川久高君）登壇 >

建設部長（長谷川久高君）

建設部長、長谷川です。

私からは、議案第18号から22号までの5案件について説明させていただきます。

まず議案第18号について説明させていただきます。

市長提出議案等は 67 ページ、説明資料は 23 ページをお開きください。

議案第 18 号

清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、中之切児童遊園を廃止するため必要があるからです。

提出議案等の 68 ページをお開きください。

清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表、児童遊園の表、中之切児童遊園の項を削る。

内容としましては、施設の老朽化及び周辺に都市公園等が所在しているため、当該施設を廃止するものです。

附則です。

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 18 号の説明は、以上です。

続きまして、議案第 19 号について説明いたします。

提出議案等の 69 ページと説明資料の 24 ページをお開きください。

議案第 19 号

清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和 6 年 8 月 8 日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、企業職員に対して支給する手当の見直しを行うため必要があるからです。

提出議案等の 70 ページをお開きください。

清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、説明資料 24 ページで説明いたします。

第 5 条において、配偶者に係る扶養手当を廃止するため、配偶者の項目を削ります。ただし、令和 8 年 3 月 31 日までの経過措置を設けます。

また、第 9 条において単身赴任手当について、異動時のみであったものを採用時からに拡充し、さらに、第 24 条において住居手当を常勤職員に加え、新たに再任用職員へも拡充するものです。附則です。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 19 号の説明は、以上です。

続きまして、議案第 20 号について説明いたします。

市長提出議案等 73 ページと説明資料の 25 ページをお願いします。

議案第 20 号

清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、水道法施行令の一部改正に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和するため必要があるからです。

提出議案等の 74 ページを御覧ください。

清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、説明資料２５ページで説明いたします。

第３条及び第４条に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件である実務経験年数等について、表のとおり要件を緩和するものです。

附則です。

この条例は、令和７年４月１日から施行します。

議案第２０号の説明は、以上です。

続きまして、議案第２１号について説明いたします。

提出議案等の７７ページと説明資料２６ページをお願いします。

議案第２１号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

１、無償譲渡をする財産

土地

所在地、愛知県清須市西枇杷島町芳野三丁目５２番２、地目、宅地、地積、１７６平方メートル

建物

所在地、愛知県清須市西枇杷島町芳野三丁目５２番地２、構造、鉄骨造平屋建て、延床面積、
９２．６平方メートル

２、無償譲渡をする相手方

主たる事務所の所在地、愛知県清須市西枇杷島町芳野三丁目５２番地２

名称及び代表者の氏名、富士岳町内会、代表者、太田美良

３、無償譲渡をする目的

新川西部浄化センター周辺の環境整備事業により整備した上記財産を上記相手方に無償譲渡することにより、当該相手方が所有する集会場として利用することができるようにする。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

なお、参考図面としまして、説明資料２７ページに付近見取図と平面図を添付いたしました。

議案第２１号の説明は、以上です。

最後に、議案第２２号について説明いたします。

提出議案等の７９ページと説明資料２８ページを御覧ください。

議案第２２号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線の認定及び廃止をすることについて、道路法第８条第２項及び同法第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、区画整理事業に伴う道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止を行うため必要があるからです。

市長提出議案等の８０ページに、今回認定いたします路線が掲載してあります。

路線番号１１３、新清洲日吉社線から路線番号３４６６、一場御園７号線までの合計４路線で、８１ページが概要図、８２ページからが詳細図で、路線１１３と３４６５は新清洲駅北土地区画整理事業による道路敷増に伴うもので、８３ページ、路線３１０４が清洲公園駐車場整備に係るもの、路線３４６６が五条川堤防の坂路利用によるものです。

つぎに、８４ページを御覧ください。

廃止路線です。

路線番号１１３、新清洲日吉社線から路線番号４６７３、一番割２号線の６路線であり、８５ページが概要図、８６ページから８８ページまでが詳細図です。

内容としましては、先の認定路線で説明しました新清洲北土地区画整理事業による道路改築及び清洲公園駐車場整備に係るものと、８８ページは民間事業者による土地開発によるものです。

議案第１８号から議案第２２号までの説明は、以上となります。

議長（岡山克彦君）

日程第２９、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田喜一君）登壇 >

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第23号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第23号

令和6年度清須市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度清須市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,627万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314億8,778万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費の補正です。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条は、地方債の補正です。

地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入です。

2款地方譲与税、補正額1,000万円の減額、2項自動車重量譲与税です。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正額4,000万円の増額、1項株式等譲渡所得割交付金です。

6款法人事業税交付金、補正額8,000万円の増額、1項法人事業税交付金です。

7款地方消費税交付金、補正額1億円の増額、1項地方消費税交付金です。

11款地方交付税、補正額3億2,699万3,000円の増額、1項地方交付税です。普通交付税の再算定による増額です。このうち、臨時財政対策債償還基金費1億2,566万4,000円は、同額を減債基金に積み立てます。

15款国庫支出金、補正額1,065万9,000円の減額、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。

16款県支出金、補正額2,128万円の増額、1項県負担金から3項県委託金までです。

17款財産収入、補正額1,339万5,000円の増額、1項財産運用収入です。各基金の預金等利子で、それぞれ各基金に積み立てます。

18款寄附金、補正額5,110万円の増額、1項寄附金です。主なものは、ふるさと寄附金5,000万円の増額です。

19款繰入金、補正額1億3,000万円の減額、2項基金繰入金です。

21款諸収入、補正額1億683万3,000円の減額、2項市預金利子と5項雑入です。

22款市債、補正額1億9,900万円の減額、1項市債です。この後、「第3表 地方債補正」で説明をする各事業費の減額に伴うものです。

3ページを御覧ください。

歳出です。

1款議会費、補正額571万4,000円の減額、1項議会費です。なお、1款議会費から10款教育費の各款にわたり、令和6年人事院勧告に伴う人件費の補正を行っています。

2款総務費、補正額4億5,289万円の増額、1項総務管理費から6項監査委員費までです。主なものは、1項総務管理費のうち、元気な清須ふるさと応援費では、ふるさと寄附金の増加に伴い2,365万9,000円を増額計上しました。また、本補正予算の不用額の精査などによる財源を基に、都市計画施設基金に3億円、義務教育施設整備基金に1億円の元金をそれぞれ今後の財政需要を考慮し、積み立てることにしました。

3款民生費、補正額1億5,548万6,000円の増額、1項社会福祉費から3項生活保護費までです。主なものは、1項社会福祉費のうち、訓練等給付費では就労移行支援などのサービス利用者の増加に伴い2,800万円の増額計上、保育所等給食費軽減対策支援金では県補助金を活用し、令和6年10月から令和7年3月分の市内の民間保育所等の給食の支援に842万7,000円を新規計上しました。

4款衛生費、補正額4,934万2,000円の減額、1項保健衛生費から3項上水道費までです。主なものは、2項清掃費のうち、浄化槽清掃費補助金では申請件数の増加などに伴い629万7,000円の増額計上、西春日井2次救急医療負担金は1,679万1,000円を減額、清洲保健センターの解体費は2,813万5,000円を減額しました。

6 款農林水産業費、補正額 6 1 万 9, 0 0 0 円の減額、1 項農業費です。

7 款商工費、補正額 6 8 万円の増額、1 項商工費です。

8 款土木費、補正額 2 億 2, 1 1 5 万 7, 0 0 0 円の減額、1 項土木管理費から 4 項都市計画費までです。主なものは、2 項道路橋梁費のうち、道路ストック点検費は 1, 3 0 0 万円を減額、4 項都市計画費のうち、新清洲駅北土地区画整理費は 6, 4 7 4 万 2, 0 0 0 円を減額、新清洲駅付近鉄道高架費は 1 億 4, 8 0 8 万 4, 0 0 0 円を減額しました。

9 款消防費、補正額 9 9 8 万 6, 0 0 0 円の減額、1 項消防費です。

1 0 款教育費、補正額 9, 1 2 7 万 1, 0 0 0 の減額、1 項教育総務費から 6 項保健体育費までです。主なものは、2 項小学校費のうち、各小学校整備費は 1 億 1, 5 0 0 万円を減額しました。

1 1 款公債費、補正額 5, 4 6 9 万 1, 0 0 0 円の減額、4 ページを御覧ください。1 項公債費です。

5 ページを御覧ください。

第 2 表、繰越明許費補正の追加です。

年度内に執行が困難と見込まれる事業については、繰越明許費を設定いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費のうち、住民情報系システム管理事業は、春日新橋西土地区画整理事業本換地対応業務において住基上の住所を更新するために必要となる法務局からの土地所在地データの提供が当初の見込みよりも遅延したためで、1, 0 8 9 万円を繰り越します。令和 7 年 5 月末の完了を予定しています。

6 款農林水産業費、1 項農業費のうち、まず土地改良事業は、西牧新田排水路改修事業において水路と民地の等価交換が必要になりましたが、民地に抵当権が設定されていることが判明し、その抹消に係る権利者との調整に不測の日数を要したためで、2, 5 0 0 万円を繰り越します。令和 7 年 1 2 月末の完了を予定しています。

同じく、1 項農業費のうち、用排水路整備事業は、阿原宮前地区用排水路改修事業に係る設計業務において改修場所が新川堤防と近接しているため、堤防への影響の有無を検証する必要があり、河川管理者である愛知県との調整に不測の日数を要したためで、1 9 2 万 5, 0 0 0 円を繰り越します。令和 7 年 6 月末の完了を予定しています。

8 款土木費、2 項道路橋梁費のうち、道路維持補修事業は、三つの事業で 4, 0 8 3 万 6, 0 0 0 円を繰り越します。

一つ目は、枇杷島陸橋架け替え関連事業である雨水管移設事業において愛知県が実施する各占有者等との調整が当初の見込みよりも遅延したため、令和7年7月末の完了を予定しています。

二つ目は、小田井地区用排水路改修事業において水路を暗渠（きょ）化する際に支障となる電柱の移設や個人宅への水道取付管の埋設位置の是正に不測の日数を要したため、令和7年6月末の完了を予定しています。

三つ目は、下河地区道路新設事業において令和6年度事業である擁壁設置工事で支障となっていた水道管やガスパ等の仮配管の復旧や新設道路上において支障となる電柱の移設に不測の日数を要したため、令和7年9月末の完了を予定しています。

4項都市計画費のうち、清洲駅前土地区画整理事業は、土地区画整理事業に伴う移転補償において権利者の移転先におけるライフライン整備に不測の日数を要したため、60万円を繰り越します。令和7年5月末の完了を予定しています。

同じく、4項都市計画費のうち、新清洲駅北土地区画整理事業は、土地区画整理事業に伴う事業損失補償において権利者との交渉に時間を要したため、840万円を繰り越します。令和7年9月末の完了を予定しています。

同じく、4項都市計画費のうち、新清洲駅付近鉄道高架事業は、三つの事業で8,632万円を繰り越します。

一つ目は、鉄道高架整備事業において物件移転工事の遅れに伴い、埋蔵文化財発掘調査及び占用物件移設工事が遅延したため、令和7年8月末の完了を予定しています。

二つ目は、西市場廻間線等事業において用地取得に係る権利者との交渉が難航したため、令和7年6月末の完了を予定しています。

三つ目は、下本町丸之内線等整備事業において関係機関との協議調整に不測の日数を要したため、令和7年9月末の完了を予定しています。

6ページを御覧ください。

第3表、地方債補正です。

上段の変更分は、それぞれ事業費の減額に伴う変更です。

社会福祉施設整備事業は清洲総合福祉センターのエレベーター改修で1,800万円を減額し、補正後の限度額は5,100万円です。

清洲保健センター解体事業は2,800万円を減額し、補正後の限度額は5,100万円です。

清洲駅前土地区画整理事業は道路用地補償及び道路築造に伴う道路整備事業の負担金で

200万円を減額し、補正後の限度額は9,500万円です。

新清洲駅北土地区画整理事業は仮線用地内の構造物の撤去及び建物補償に伴う土地区画整理事業費で2,400万円を減額し、補正後の限度額は2,300万円です。

小学校整備事業は特別教室への空調設備設置などで5,900万円を減額し、補正後の限度額は6,600万円です。

中学校整備事業も特別教室への空調設備設置などで1,200万円を減額し、補正後の限度額は5,400万円です。

社会教育施設整備事業は春日公民館のエレベーター改修で1,000万円を減額し、補正後の限度額は2億3,900万円です。

下段は、廃止です。

新清洲駅付近鉄道高架整備事業は、道路線形を変更したことに伴い用地取得等を一部取りやめたことによるもので、4,600万円を減額しました。

議案第23号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第30、議案第24号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案」及び日程第32、議案第26号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案」の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田隆君）登壇 >

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第24号について御説明いたします。

令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の45ページを御覧ください。

議案第24号

令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,979万2,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

４６ページを御覧ください。

第１表、歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

４款繰入金、補正額２３３万６，０００円の増額、１項他会計繰入金です。内容につきましては、職員給与費増額に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

４７ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

１款総務費、補正額２３３万６，０００円の増額、１項総務管理費です。内容につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定に伴う職員人件費の増額でございます。

議案第２４号の御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第２６号について御説明いたします。

令和６年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の７３ページを御覧ください。

議案第２６号

令和６年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和６年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億１，９２８万４，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

７４ページを御覧ください。

第１表、歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

2 款繰入金、補正額 7 万 9, 0 0 0 円の増額、1 項他会計繰入金です。内容につきましては、職員給与費増加に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

7 5 ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費、補正額 7 万 9, 0 0 0 円の増額、1 項総務管理費です。内容につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定に伴う職員人件費の増額でございます。

議案第 2 6 号の御説明は、以上でございます。

議長（岡山克彦君）

日程第 3 1、議案第 2 5 号「令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案」について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

＜ 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 ＞

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長の丹羽です。

議案第 2 5 号について御説明いたします。

補正予算書及び説明書の 5 9 ページを御覧ください。

議案第 2 5 号

令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3 億 6, 0 2 7 万 6, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正予算」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

清須市長、永田純夫

6 0 ページを御覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

歳入を御説明いたします。

3 款国庫支出金、補正額 7, 0 0 0 円の増額、2 項国庫補助金です。

4 款支払基金交付金、補正額 8, 0 0 0 円の増額、1 項支払基金交付金です。

5 款県支出金、補正額 4, 0 0 0 円の増額、2 項県補助金です。

6 款財産収入、補正額 1 1 6 万 4, 0 0 0 円の増額、1 項財産運用収入です。

7 款繰入金、補正額 4 8 3 万 7, 0 0 0 円の増額、1 項他会計繰入金と 2 項基金繰入金です。

つぎに、6 1 ページを御覧ください。

歳出を御説明いたします。

1 款総務費、補正額 4 8 2 万 4, 0 0 0 円の増額、1 項総務管理費です。

3 款地域支援事業費、補正額 3 万 2, 0 0 0 円の増額、2 項一般介護予防事業費です。

4 款基金積立金、補正額 1 1 6 万 4, 0 0 0 円の増額、1 項基金積立金です。

議案第 2 5 号の説明は、以上でございます。

議長（岡山克彦君）

日程第 3 3、議案第 2 7 号「令和 6 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）案」及び日程第 3 4、議案第 2 8 号「令和 6 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案」の 2 案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川久高君）登壇 >

建設部長（長谷川久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、議案第 2 7 号について説明いたします。

令和 6 年度水道事業会計下水道事業会計補正予算書及び説明書の 1 ページを御覧ください。

議案第 2 7 号

令和 6 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条は、総則です。

令和 6 年度清須市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条は、業務の予定量です。

令和 6 年度清須市水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

第 4 号、主要な建設改良事業

重要給水施設配水管路耐震化事業、既決予定額 2, 7 3 6 万 5, 0 0 0 円、補正予定額として

5, 000万円を増額し、計7, 736万5, 000円。

第3条は、収益的支出です。

予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、既決予定額2億3, 780万円、補正予定額として56万5, 000円を増額し、計2億3, 836万5, 000円。

第1項営業費用、既決予定額2億3, 057万7, 000円、補正予定額として56万5, 000円を増額し、計2億3, 114万2, 000円。

第4条は、資本的収入及び支出です。

予算第4条本文括弧書中「3, 651万4, 000円」を「7, 582万2, 000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款資本的収入、既決予定額7, 849万7, 000円、補正予定額として1, 113万9, 000円を増額し、計8, 963万6, 000円。

第4項国庫補助金、既決予定額0円、補正予定額として1, 113万9, 000円を増額し、計1, 113万9, 000円。

つぎに、支出です。

第1款資本的支出、既決予定額1億1, 501万1, 000円、補正予定額として5, 044万7, 000円を増額し、計1億6, 545万8, 000円。

第1項水道施設費、既決予定額9, 817万8, 000円、補正予定額として5, 044万7, 000円を増額し、計1億4, 862万5, 000円。

2ページを御覧ください。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1号、職員給与費、既決予定額1, 935万5, 000円、補正予定額として98万8, 000円を増額し、計2, 034万3, 000円。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

3ページを御覧ください。

令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画です。

(1) 収益的支出

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第5目総係費、補正予定額56万5,000円の増額につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費の増額です。

(2) 資本的収入及び支出

収入です。

第1款資本的収入、第4項国庫補助金、第1目国庫補助金、補正予定額1,113万9,000円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の増額です。

つぎに、支出です。

第1款資本的支出、第1項水道施設費、第1目配水設備工事費、補正予定額5,044万7,000円の増額につきましては、配水管の耐震化事業費の増加などです。

議案第27号の説明は、以上です。

続きまして、議案第28号について説明いたします。

同じ資料の11ページを御覧ください。

議案第28号

令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条は、総則です。

令和6年度清須市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出です。

令和6年度清須市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用、既決予定額16億1,349万9,000円、補正予定額として166万9,000円を増額し、計16億1,516万8,000円。

第1項営業費用、既決予定額14億4,206万7,000円、補正予定額として166万9,000円を増額し、計14億4,373万6,000円。

第3条は、資本的支出です。

予算第4条本文括弧書中「5億4,102万6,000円」を「5億4,220万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額26億2,742万2,000円、補正予定額として118万1,000円を増額し、計26億2,860万3,000円。

第1項下水道施設費、既決予定額19億6,010万9,000円、補正予定額として118万1,000円を増額し、計19億6,129万円。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費、既決予定額6,070万円、補正予定額として285万円を増額し、計6,355万円。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

12ページを御覧ください。

令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画です。

（1）収益的支出

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第6目総係費、補正予定額166万9,000円の増額につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費の増額です。

（2）資本的支出

第1款資本的支出、第1項下水道施設費、第3目建設総係費、補正予定額118万1,000円の増額につきましても、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費の増額です。

議案第28号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第35、報告第1号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について」、市民環境部長より内容の報告を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田隆君）登壇 >

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

報告第1号について御説明いたします。

提出議案等の89ページを御覧ください。

報告第1号

専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定に

より、議会に報告する。

この報告第1号は、1件100万円以下の損害賠償額の決定に該当するものです。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

90ページを御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて、市民環境部所管1件です。

表の左側の欄を御覧ください。

専決処分年月日は令和6年12月11日、発生日は令和6年10月1日です。

つぎに、少し飛びまして、表の一番右側の欄、事件概要を御覧ください。

清須市春日県159番地先の道路において、市が管理する桜の木の枝の落下が原因となる自動車の車体及びミラーの損傷事故が発生し、相手方に物的損害を与えたもので、保険にて対応いたしました。

左から二つ目の欄、相手方の住所及び氏名については、記載のとおりです。

その右隣の欄、損害賠償の額については、4万8,290円です。

報告第1号の御説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第36、報告第2号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について」、スポーツ課長より内容の報告を求めます。

高山スポーツ課長。

スポーツ課長（高山敬君）

スポーツ課長、高山です。

報告第2号について御説明いたします。

提出議案等の91ページを御覧ください。

報告第2号

専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

92ページを御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて、教育部所管1件です。

専決処分年月日は令和6年11月12日、発生年月日は令和6年8月13日です。

相手方の住所及び氏名は記載のとおりで、損害賠償の額は11万7,500円です。

事件概要です。

あま市坂牧大塚65番1地先の交差点において、市職員が公用車にて直進しようとしたところ、対向車線から右折しようとする相手方の自動車と衝突し、双方に物的損害が生じたもので、保険にて対応しました。

報告2号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第37、発議第1号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、3月3日の本会議において総務常任委員会に審査を付託したいと思います。

このような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

日程第37、発議第1号「清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

提出者であります林議員より提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

林議員。

< 14番議員（林真子君）登壇 >

14番議員（林真子君）

議席14番、林真子でございます。

発議第1号につきまして御説明いたします。

発議第1号

清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

提出者、清須市議会議員、林真子

賛成者、清須市議会議員、成田義之、浅井泰三、久野茂、伊藤嘉起、大塚祥之、松岡繁知

提案理由です。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1 枚跳ねていただきまして、提出議案を御覧ください。

清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

最後に、附則です。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

発議第 1 号の説明は、以上でございます。

議長（岡山克彦君）

日程第 3 8、請願第 1 号「愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員であります松岡議員より内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

松岡議員。

< 5 番議員（松岡繁知君）登壇 >

5 番議員（松岡繁知君）

議席番号 5 番、松岡繁知でございます。

請願第 1 号 愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願書の内容について御説明をさせていただきます。

請願者、清須市須ヶ口 3 3 4 番地 4、元清須市長、加藤静治。清須市一場 1 5 0 8 番地、元清須市議会議員、八木勝之。

そして、紹介議員、清須市土田郷上切 3 4 番地、松岡繁知です。

それでは、請願趣旨を述べさせていただきます。

7 町で構成されていた旧西春日井郡は、平成の大合併を経て、清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町の 2 市 1 町となった。

現在も消防、救急、福祉など様々な面で連携・協力し、一体となって地域住民の福祉の向上に努められており、現在の愛知県議会の議員の選挙区は旧西春日井郡の清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町の区域のままであるが、ごみ処理や衛生関係などは別々の組合で運営しているところである。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日施行の公職選挙法の一部改正により、衆議院小選挙区の区割りが改定され、旧愛知第 5 区(名古屋市中村区、中川区、清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町)で同じ区域であった旧西春日井郡は、清須市は新愛知第 5 区、北名古屋市と西春日井郡豊山町は新愛知第 1 6 区に分かれることとなった。

これまで、西春日井 2 市 1 町においては、衆議院小選挙区の区域と愛知県議会の議員の選挙区の区域が同一であったため問題はなかったと思われるが、衆議院小選挙区の区域と異なることによって、県議会議員の活動も多忙になることが予想されており、ひいては西春日井 2 市 1 町の地域住民を混乱させ、一体感を著しく損なうこととなり、市町の意味が国や県に的確に反映されなくなるおそれがあることは否めない。

清須市誕生から間もなく 2 0 年となり、愛知県下唯一の特例区として選挙をする意味がなくなったこと、また、清須市民の意思で県議会議員を選出するという権利を阻害していると思われる。

このような事態は、清須市の発展を考えた際、憂慮を抱くこととなるため、衆議院小選挙区の区割りに基づき、愛知県議会の議員の選挙区の区域を清須市の区域と北名古屋市及び西春日井郡豊山町の区域に分割するよう清須市民を代表して強く要望するとともに、清須市議会議員の皆様におかれましては、清須市民の将来を思い、良識ある御判断を切にお願い申し上げます。

以上の趣旨から、地方自治法第 1 2 4 条の規定により、下記の事項について請願書を提出する。

請願事項

愛知県議会の選挙区の改正を求める要望書を提出すること。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、御賛同を賜りますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（岡山克彦君）

この請願につきましては、会議規則第 37 条及び第 130 条の規定により、質疑を省略し、総務常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の会議日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。

なお、次回の本会議は、2 月 26 日水曜日午前 9 時 30 分から再開いたします。

早朝より長時間御苦勞さまでした。

(時に午後 1 時 1 分 散会)